春日部市テニス協会　会員規則　関係

１１．弔慰金規程

（目　的）

第１条　この規程は、春日部市テニス協会会員および役員の弔慰金について定める。

（適用の範囲）

第２条　この規程は、次の対象者が死亡した場合に適用する。

（１） 常務理事・会計監事・専任理事・理事（クラブ代表者）

（２） 名誉会長・顧問・相談役

（３） 当協会が主催または主管する大会の開催中にコート上での事故が原因で死亡した会員

（死亡弔慰金）

第３条　香典として、１万円を霊前に供える。

　但し、対象者の死亡の判明が１年を過ぎた場合は、香典を供えないこともある。

付　　則

（実施期日）

　この規程は、令和３年４月１日から実施する。